長与町農業委員会会議録

平成３１年３月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３１年３月農業委員会総会

１．　日時　　平成３１年３月２６日（火）　　９時３０分から１１時１５分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１２番　益冨　雅彦　　２番　柳原　厚志

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第４号議案　非農地判断について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻を若干過ぎておりますが、総会の開催に先立ち報告いたします。平成３１年３月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２名全員の出席であることを、報告致します。農地利用最適化推進委員さんも８人全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成３１年３月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。１２番、益冨雅彦委員、２番、柳原厚志委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてが２件。第２号議案、農用地利用集積計画についてが９件。-第３号議案では、第２号議案の９件目の案件に伴って農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが１件。第４号議案では、非農地判断についてが出されていますので、よろしくお願いします。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についての１件目から事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について、議案書の№１をお開き下さい。整理番号１、（３－１）申請地が、長与町斉藤郷（地番）、田、１，８６９㎡。農地区分は、農用地区域の１筆です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人は、長与町斉藤郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買での所有権移転です。価格は、〇〇円、１０ａ当たり〇〇円です。

備考の欄に記載している通り、譲渡人は、高齢で将来農業経営が困難になることが予想されるので売却するということでございます。なお、現況は畑で平成１７年農地改良を行っております。耕作地は、１１，４５９㎡で労働力は、２人です。市街化調整区域になります。土地の所在ですが、次のページをお開きください。斉藤郷、（施設名）、（施設名）、図のような場所が申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明について、現地確認を行っております。まず、担当推進委員の坂本謙二推進委員から説明をお願いします。

推進委員７　番　３月２２日、事務局の森さんと渡邉農業委員と私の３名で現地確認をしました。先ほどの説明の通り、現況は畑になっております。譲渡人の（氏名）さんと譲受人の（氏名）さんは親戚関係と聞いており、なおかつ、（譲受人）は、みかん等たくさん作られているようで、特に問題ないと思います。以上です。

議　長　　続いて、担当農業委員の９番、渡邉章三委員から説明をお願いします。

９　番　　この件については先ほどご説明があった通りです。（譲受人）と（譲渡人）の関係ですが、（譲受人）の実母の実家が〇〇さんです。（譲渡人）は叔母になります。（譲受人）は定年になるとの事です。（譲渡人）は息子さんがいらっしゃるのですがまだお勤めであり、将来も農業はしないとの事であり、また、（譲渡人）も少し物忘れがあるとの事もあり、そのような経緯になったと思われます。（譲受人）が引き継ぐことに関しましては特に問題ないと思います。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。この農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
　続いて、２件目の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について議案書の№.１をお開き下さい。整理番号２、（３－２）申請地が、長与町岡郷（地番）、畑、１，４１６㎡。同じく（地番）、畑、２９７㎡。同じく（地番）、畑、１，３２０㎡計３，０３３㎡。農用地区域外３筆です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町嬉里郷

（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さん。売買による所有権移転になります。売買価格は、○○円で、１０ａ当たり○○円となります。

備考の欄に記載していますとおり譲渡人は、高齢により将来農業経営が困難になることが予想され、また譲受人は、規模拡大がはかれるということで売買するということです。耕作地は、１５，８８４㎡で、労働力は４人となります。都市計画区域外です。

土地の所在ですが、次のページをお開きください。国道２０７号線、○○公園、○○バス停の付近になりますが、図のような場所が申請地となります。

以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきましたので、地区担当推進委員さんから説明をお願いします。

柳原弘推進委員。

推進委員８　番　　３月２２日に、事務局森さんと田中委員と私の３人で現地確認を致しました。（譲渡人）は数年前に大怪我をされ、体調的にも高齢ということもあり、手がまわらなくなったのだろうと思われます。（譲渡人）は元々ハウスをしており、今現在はザッカなどが植えてありました。（譲受人）も土地を探されておりました。問題ありません。

議　長　　続いて、地区担当農業委員さんからありませんか。

６番、田中稔委員。

６　番　　推進委員さんから説明があった通り、特に問題はないと思います。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。

９番、渡邉委員さん、お願いします。

９　番　　特に問題はないと思いますが、１点確認します。用地の中に、道路があるのですが、ここは、（譲渡人）の用地ですか？赤道ですか？移行主要道路ですか？

事務局　赤道と聞いています。

９　番　了解致しました。

６　番　そのような件は、売買の許可前に解決しておくべきだと思います。奥にも農地があり、将来、ここは通行不可など問題が起こらないためにも、文章をもって契約書を交わすべきだと思います。

議　長　事務局は、私用地と赤道の確認をし、文章で交わすようにして下さい。
他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。この案件につきましては、付帯条件をつけ、「隣接者と協議をする」ことで農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。次に、第２号議案、農用地利用集積計画についての１件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第２号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。
それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町岡郷（地番）、

畑、１１，３８９㎡のうち４，６１０㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、みかん、野菜です。平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの１年間です。年間借賃は、○○円で４月中に自宅へ納入とします。新規になります。

６ページをお開き下さい。就農計画になります。（１）就農時における農業経営、または農業経営、または農業従事の態様に関する目標としては、農業に参入するにあたり、土地、農機具を賃貸借にて野菜を作り、直売所、自社ショップ、自社レストランを中心として販売を行う。そして将来的には、長与町、延いては長崎県内で営農を行い、県内での雇用の提供と安全な食材の供給を図ることとします。

（２）就農時における目標としては、営農部門は、果樹、野菜。就農予定地は、長与町岡郷。就農時期は、２０１９年４月。就農・経営形態は果樹はみかん、野菜は、ブロッコリー、ハクサイ、キャベツ、ダイコン、ニンジン、レタス、スナップエンドウを経営。経営規模は、０．４ｈａ。作目は、みかん、０．２ｈａ、野菜、０．２ｈａ。所得目標としましては、年１４０万円とします。

農業労働力として（氏名①）さん、３３歳、従業員、年間農業従事日数２５０日。（氏名②）さん、４４歳、従業員、１２０日。（氏名③）さん、６２歳、役員、６０日です。過去の農業教育、研修経験は、（氏名①）氏の実家が農業を営んでおり、そこで６年ほど果樹、野菜栽培の経験をもっています。

７ページをご覧下さい。経営開始のための事業計画としましては、軽トラック、トラクター、噴霧器、草刈機を購入いたします。４．その他をご覧下さい。倉庫等、その他の設備、機器は○○氏より借り受け予定です。

８ページをご覧下さい。営農計画書です。９ページから１１ページまでは、履歴事項全部証明書になります。１０ページの一番下、１９．農作物の生産・加工及び販売に関する業務として目的とうたっています。

なお、就農計画は、３年となっていますが、貸付者（氏名）様のご希望で１年ずつの契約となっています。

土地の所在ですが、１２ページをお開き下さい。国道２０７号線、（事業所名）、○○バス停から入った図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました地区担当推進委員さんから説明をお願いします。

柳原弘推進委員。

推進委員８　番　　３月２２日に現地確認をしました。担当の（氏名）さんがおられ、一緒に立会いしました。みかんを現状栽培されており、その間の土地で野菜をするために耕してありました。
新しい人が農業に参入することに対して、問題ないと思います。

議　長　　続いて、農業委員さんから説明をお願いします。
６番、田中稔委員。

６　番　　１年契約でひっかかっていましたが、（貸主）からの申し出とのことです。会社としては、長い期間の契約の方が良かったのでは、との印象もありますが、地域としては、山になるよりは、このような方が出て来て下さり、一生懸命してくださるのはよいことだと農業委員としては思っています。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。
渡邉委員さん、お願いします。

９　番　　６ページの営農計画の労働力のところで、（氏名①）さんが２５０日とありますが、ほぼ毎日来られるのですか？借主の（氏名）代表取締役がするという名目で、従業員に仕事をさせる解釈でいいのですか？

６　番　　地元委員として申し上げます。農業従事者の（氏名①）さんは、貸し主のお孫さんです。もともと、親子３人で農業をしております。農地は５００タールあり、４反だけを借りています。（氏名①）さんは、（会社名）として雇われており、そこで作業し、間に合わない時だけ、（氏名①）さん以外の人が来て作業するという形だと思われます。概ね（氏名①）さんにお任せだと思います。

議　長　　田中委員さんに、質問です。（会社名）自社のお店のことですが、この計画との関連はどうなっていますか？（会社名）の敷地内にレストランがありますが、そこの事を指すのか現地に新たにお店を出すのか、そこの所は確認が取れていませんが、会社自体は色々な事業に参入して拡大しており、最初の手がけにここからスタートするのかという気もしてます。

６　番　　会社の施設はお持ちのようで、そのような事を含め、お互いの話を持っての１年契約だと思います。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、２件目の審議を致します。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　次に１３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は３筆です。長与町岡郷（地番）、畑、１，９０１㎡。同じく（地番）、畑、４９８㎡。同じく（地番）、畑、７８㎡。計２，４７７㎡。利用権の種類は、すべて賃貸借権で、具体的な作物名はオリーブです。平成３１年４月１日から平成５０年３月３１日までの１９年間です。年間借賃は３筆で年間〇〇円。借賃の支払い方法は、毎年２月に口座振込みとします。新規になります。この１９年ですが、平成５０年で区切りがよいので、ということでお聞きしています。

土地の所在ですが、１５ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、〇〇公園、〇〇バス停から〇〇方向へ登った図のような場所が申請地です。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきました地区担当推進委員さんより説明をお願いします。

柳原　弘推進委員。

推進委員８　番　　３月２２日に、現地確認致しました。ここは以前申請が出ていた土地であります。借主貸主ともに、正式な書類がないとのことで、再度議案書にあがったと聞いています。

議　長　　続いて、農業委員さんから説明をお願いします。
６番、田中稔委員。

６　番　　特に問題はないです。ただ、事務局としての説明をお願いします。

事務局　　去年３月頃、同じ許可申請を出していることがわかり、急ぎで（借主）と（貸主）に解約の書類を渡し、今回の利用集積を生かすこととなりました。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。続いて、３件目の審議を致します。事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に、１６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１，１１７㎡。同じく（地番）、田、２，１５５㎡。計３，２７２㎡。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物名は、水稲です。平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間です。借賃は、２筆で米〇〇ｋｇ、毎年１０月頃自宅へ搬入とします。継続となります。
なお、平成２１年４月からの継続で今回は、３回目の更新となります。

申請場所を申し上げます。２４ページをお開き下さい。斉藤郷、○○川、○○神社の付近になりますが図のような場所が申請地、斉藤郷（地番）、斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

事務局　次に、１８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、福岡県久留米市藤山町（地番）。（氏名）さん、福岡県久留米市（地番）。（氏名）さん、福岡県久留米市田主丸町（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、３３１㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間です。継続となります。

なお、平成２８年２月からの継続で今回が１回目の更新となります。

次に２０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長崎市滑石（地番）。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、３３１㎡。利用権の種類は、使用貸借権です。具体的な作物名は、水稲です。平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間です。継続となります。

なお、平成２８年２月からの継続で今回が、１回目の更新となります。

次に、２２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、福岡県久留米市神津町（地番）。長与町斉藤郷（地番）、田、３３１㎡。利用権の種類は、使用貸借権です。平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間です。継続となります。なお、平成２８年２月からの継続で今回が１回目の更新となります。

申請場所を申し上げます。２４ページをお開き下さい。斉藤郷、○○川、○○神社の付近になりますが図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきました地区担当推進委員さんから説明をお願いします。

坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　３月２２日に、事務局森さんと渡邉委員と私の３名で現地確認を行いました。毎年水田を作っておられ、継続ということで、特に問題ありません。

議　長　続いて、農業委員さんから説明をお願いします。

９番、渡邉章三委員。

９　番　坂本委員さんからのご説明の通りで、継続であり、問題ありません。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
３番　崎山委員さん、お願いします。

３　番　借り賃が発生するのは、広い所はお米を納めて頂き、狭い所は、無料と受け止めてよいのですか？

事務局　聞いたところによると、地元にいらっしゃる方は有料で、遠方の方は無料だそうです。

議　長　６番、田中委員、どうぞ。

６　番　（借主）と契約を結んでいる相手は、いとこ、兄弟関係であり、兄弟さんについては無料のようです。

議　長　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたしま

す。続いて、７件目の審議を致します。事務局から説明をお願いします。

事務局　次に２５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番)、田、１，１１９㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの３年間です。年間借賃は米で１０ａ当たり○○ｋｇ、毎年、年末自宅へ搬入とします。継続となります。なお、平成２９年８月からの継続となり、１回目の更新となります。

次に２７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は、４筆です。長与町三根郷（地番)、田、７９６㎡。同じく（地番)、田、７１０㎡。同じく（地番)、田、９４７㎡。同じく（地番)、田、６９８㎡。計３，１５１㎡。すべて利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの３年間です。年間借賃は、米で１０ａ当たり○○ｋｇ。毎年、年末に自宅へ搬入とします。継続になります。

なお、平成２２年４月から更新を重ね今回が４回目の更新となります。

申請場所を申し上げます。２９ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、（事業所名)、○○交差点がございますが、図のような場所が申請地となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきました地区担当推進委員さんから説明をお願いします。

田中光夫推進委員。

推進委員３　番　３月２２日に、事務局の森さんと柳原委員と私の３人で現地確認しました。２件とも継続でどちらも問題ないと思います。

議　長　続いて、農業委員さんから説明をお願いします。

２番、柳原厚志委員。

２　番　（貸主）さんは、農業と建築関係のお仕事をされておりますが、高齢のため農業が出来な

いとのことでした。２件目の（貸主）さんは、司法書士と行政書士をされており、仕事が忙しく、農業が出来ないとのことでした。（借主）さんは、手広くされており、問題ないと思います。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画について許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。２件の案件につきまして異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

事務局　　次に３０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、大村市東三城町（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。三根郷（地番）、現況地目、田、１，５９４㎡。同じく（地番）、現況地目、田、３９８㎡。計２筆で１，９９２㎡です。利用権の種類は、水田で、平成３１年５月１０日から平成３４年５月９日までの３年間です。年間借賃は、三根郷（地番）は、１０ａあたり○○円で○○円。三根郷（地番）は、１０ａあたり○○円で○○円です。借賃は、平成３１年１２月が初回で口座振替とします。

なお、この案件は元々利用集積で平成２１年５月から４回更新を行いました。今回農地中間管理事業に切り替えますので新規扱いになります。

申請場所を申し上げます。３１ページをご覧下さい。三根郷、県道長崎多良見線、○○橋、○○橋がございますが、図のような場所が申請地となります。

次に第３号議案の１件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団

法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階)。権利を設定する土地は、第２号議案の９件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきましたので、地区担当推進委員さんから説明をお願いします。
田中　光夫推進委員。

推進委員３　番　　３月２２日、事務局森さんと柳原委員と３名で現地確認致しました。特に問題ないと思います。

議　長　　続いて、農業委員さんから説明をお願いします。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　元々、借りて作っていたのを、今回、中間管理を利用しての貸借になります。(借主）は退職後再就職され、三根だけでなく他の地域にも借りられているようですが、特に問題ないと思います。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。まず、第２号議案の９件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたしま

す。
　続いて、第３号議案の４ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第２号議案の９件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。
　第２号議案の９件目並びに第３号議案の１件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で町長に報告致します。
　続いて、第４号議案の非農地判断について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　次に第４号議案の非農地判断について、１ページは、議案提出なります。提案理由といたしましては、「非農地通知対象者一覧表」に記載のある土地について、耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準に基づき判断したいので総会に提案しますということです。
　次の２ページをご覧下さい。先月の総会にて、皆様方にお配りいたしました非農地事前通知書をすぐに農地をご確認、対応していただきありがとうございました。非農地と判断していただきました農地だけを２ページに記載しています。３ページには、非該当者となった農地でございます。４ページをご覧下さい。非農地と判断いただきました、土地所有者・権利者に送付する予定としています非農地通知書となります。以上で説明を終わります。

議　長　ただいま事務局から説明がありましたがご意見、質問はありませんか。
　崎山委員さん、お願いします。

３　番　これについては地主さんから同意はもらっていますか。

事務局　３月初旬に、現地確認後、地主さんに非農地にしてよいかの事前通知を送付しました。そこで、何件かの方からはご連絡頂き、まだ耕作したい旨の方には非農地承認出さず、議案にのせない事ではずしました。連絡がないところについては非農地通知の議案にのせるという

ことで決定いたしました。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。
９番　渡邉委員どうぞ。

９　番　　非農地で連絡があったところについては、その時に、対象にしない農地にする場合には適正に管理して下さいとのお願いはしましたか？

事務局　　必ず農地管理はして下さいとのお願いはしております。

９　番　　もう１点いいですか？一筆調査では相当荒廃地が多かったと思うのですが、今回見てみると白地、地域外がほとんどでした。農振で農用地区でも荒廃地があると思うのですが、そういう所は今後どのようにしていく予定ですか？

議　長　　基本的に、まず白地地域からまず進めようと思います。農振農用がかぶっている所は、何百筆もあるのですが、それについては、農業委員さん認定推進委員さんと、ここは残すべきかというのを、補助対象事業含めワーキングをして、認定農業者さんの意向や支えて下さる方達が、ここは非農地にしてほしくないということであれば、また考えていこうと思います。ワーキングは、出来れば５月頃までにしたいです。

５　番　　今回現地確認をして大部分が斜面になってほんの一部がきれいに手入れされている農地は『非農地』として認識していましたが、少しでも耕作意欲がみられるところは『農地』と理解しています。

議　長　　基本的に、耕作意欲と現況の関連で決定するのですが、耕作意欲があるのであれば市街化農地についても、農地は残していいのです。山林化した所をどうするか。面積の大小に関わらず見ていきたい。今回は市街化農地と白地地域に限って通知を出しています。白地形成を早くする場所でもありますから。

議　長　　他にありませんか？９番　渡邉委員どうぞ。

９　番　　通知を出してしまうと、長与町の農地面積から除外されるのですか？また、税金はどうなるのですか？

議　長　　遊休農地が面積として残るので、非農地を早く調べなくてはいけません。山林化した所は、全体として支障がなければ完全に戻すということを早く作業し、めりはりをつけたい。他に、補助事業の対象事業の問題があり、この件は地元の方々や組合と協議していきたい所です。税金対策は、地目変更なしでも、非農地現況扱いとして課税しています。通知をして、山林にかえれば一番よいのですが、変えない場合は、課税のある意味優遇措置をします。

議　長　　他にありませんか？３番　崎山委員。

３　番　　パトロール結果もう一回まわるのはほんの一部だったのですか。

議　長　　パトロールは、農業委員、推進委員２、３名で動くことになっており、問題の所はそのグループで確認してもらいます。今回はほんの一部だったのですが、実際は相当なボリュームがあります

議　長　　他にありませんか。７番　柿本さんどうぞ。

７　番　　非農地証明のパンフレットなどはありませんか？それを通知に１枚入れたらどうでしょうか？

議　長　　非農地の解説の資料を同封し、充分協議の上、送付していきたいです。
　他にありませんか？９番　渡邉委員どうぞ。

９　番　　一筆調査の成果は出ているのですか？10 年以上など毎年同じ人が出て来ているようですが。

議　長　　今までしてなかったので、新年度は現況調査の後その土地が必要かのステップをしていきたいと考えています。
　他にありませんか？

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。事務局より、説明のとおり非農地として通知書を送付してよろしいか挙手で賛否をとります。異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

議　長　　次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３１年３月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会３月総会を閉会します。